

家畜改良増殖法施行令

発令 : 昭和25年8月19日政令第269号

最終改正 : 令和2年9月16日号外政令第288号

改正内容 : 令和2年9月16日号外政令第288号[令和2年10月1日]

家畜改良増殖法施行令

〔昭和二十五年八月十九日政令第二百六十九号〕

〔農林大臣署名〕

家畜改良増殖法施行令をここに公布する。

家畜改良増殖法施行令

内閣は、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三条第一項、第四条第一項、第三十七条並びに附則第一項及び第六項の規定に基き、この政令を制定する。

（法の施行期日）

第一条 家畜改良増殖法（以下「法」という。）の施行期日は、昭和二十五年八月二十日とする。

（家畜の範囲）

第二条 法第三条第一項及び第四条第一項本文の家畜は、豚であつて、家畜人工授精所、家畜保健衛生所その他家畜人工授精を行うため独立行政法人家畜改良センター又は都道府県が開設する施設において家畜人工授精の用に供するものとする。

（家畜改良増殖目標）

第三条 法第三条の二第一項の家畜改良増殖目標は、おおむね五年をこえない範囲内で農林水産大臣が定める期間ごとに、その後の十年間につき定めるものとする。

（委託の方法）

第四条 法第四条第四項の規定による委託は、次に定めるところにより行うものとする。

一 次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。

イ 委託に係る種畜証明書の交付、書換交付及び再交付の手續に関する事務を処理する場所及び方法に関する事項

ロ 委託契約の期間及びその解除に関する事項

ハ その他農林水産省令で定める事項

二 委託をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公示すること。

（種畜証明書の書換交付）

第五条 種畜の飼養者は、種畜証明書の記載事項に農林水産省令で定める変更を生じたときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣が交付した種畜証明書については農林水産大臣に、都道府県知事が交付した種畜証明書については当該都道府県知事に、その書換交付を申請することができる。

（種畜証明書の再交付）

第六条 種畜の飼養者は、種畜証明書を汚し、損じ、又は失つたときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣が交付した種畜証明書については農林水産大臣に、都道府県知事が交付した種畜証明書については当該都道府県知事に、その再交付を申請することができる。

2 種畜の飼養者は、種畜証明書の再交付を受けた後、失つた種畜証明書を発見したときは、速やかに、農林水産大臣が交付した種畜証明書については農林水産大臣に、都道府県知事が交付した種畜証明書については当該都道府県知事に、旧種畜証明書を返納しなければならない。

（種畜証明書の返納等）

第七条 種畜の飼養者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、農林水産大臣が交付した種畜証明書については農林水産大臣に、都道府県知事が交付した種畜証明書については当該都道府県知事に、返納しなければならない。

一 種畜証明書の有効期間が満了したとき。

二 法第七条第一項の規定により種畜証明書の効力が取り消されたとき。

三 種畜が死亡し、逃亡し、又は盗難にかつたとき。

2 種畜の飼養者は、法第七条第一項の規定により種畜証明書の効力が停止されたときは、速やかに、農林水産大臣が交付した種畜証明書については農林水産大臣に、都道府県知事が交付した種畜証明書については当該都道府県知事に、提出しなければならない。

3 前項の規定により種畜証明書の提出を受けた農林水産大臣又は都道府県知事は、当該種畜証明書の効力の停止の期間が満了したとき又は法第七条第二項の規定により種畜証明書の効力の停止が解除されたときは、直ちに当該種畜証明書を返還しなければならない。

(家畜人工授精用精液の輸入に係る家畜の範囲)

第八条 法第十四条第一項第一号イの政令で定める家畜は、豚とする。

(免許証の書換交付)

第九条 家畜人工授精師は、家畜人工授精師免許証(以下「免許証」という。)の記載事項に農林水産省令で定める変更を生じたときは、農林水産省令で定めるところにより、免許を与えた都道府県知事に免許証の書換交付を申請することができる。

(免許証の再交付)

第十条 家畜人工授精師は、免許証を汚し、損じ、又は失つたときは、農林水産省令で定めるところにより、免許を与えた都道府県知事に免許証の再交付を申請することができる。

2 家畜人工授精師は、免許証の再交付を受けた後、失つた免許証を発見したときは、速やかに、免許を与えた都道府県知事に旧免許証を返納しなければならない。

(免許証の返納等)

第十一条 家畜人工授精師は、法第十九条第一項又は第二項の規定により免許を取り消されたときは、速やかに、免許を与えた都道府県知事に免許証を返納しなければならない。

2 家畜人工授精師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失踪の届出義務者は、速やかに、免許を与えた都道府県知事に免許証を返納しなければならない。

3 家畜人工授精師は、法第十九条第二項の規定により業務が停止されたときは、速やかに、免許を与えた都道府県知事に免許証を提出しなければならない。

4 前項の規定により免許証の提出を受けた都道府県知事は、当該免許証に係る業務の停止の期間が満了したときは、直ちに当該免許証を返還しなければならない。

(家畜人工授精師名簿)

第十二条 都道府県知事は、当該都道府県知事の免許を受けた家畜人工授精師について、農林水産省令で定める事項を記載した名簿を作成しなければならない。

(家畜人工授精所の開設の許可の申請者の使用人)

第十三条 法第二十五条第一項第三号及び第二項第四号の政令で定める使用人は、法第二十四条に規定する申請者の使用人であつて、家畜人工授精所の業務を統括する者その他これに準ずる者として農林水産省令で定める者であるものとする。

(手数料)

第十四条 法第三十六条に規定する者のうち農林水産大臣に対して申請をするものが同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、七百九十円とする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、昭和二十五年八月二十日から施行する。

(種畜法施行令の廃止)

2 種畜法施行令(昭和三十二年政令第二百四十一号)は、廃止する。

(家畜登録協会の組織変更の手續)

3 法施行の際、現に種畜法(昭和三十二年法律第五十五号)の規定により設立されている家畜登録協会(清算中のものを除く。以下「旧協会」という。)は、法附則第六項の規定により総会の議決を経て民法(明治二十九年法律第八十九号)による社団法人(以下「新団体」という。)となることができる。この場合において、旧協会の定款が民法の規定に適合しないときは、同法に適合させるため必要な定款の変更をしなければならない。

4 旧協会の役員は、前項の総会において別段の議決をしない限り、引き続き新団体の役員となるものとする。但し、その任期は、旧協会の役員としての残任期間とする。

5 旧協会は、第三項の議決があつたときは、すみやかに同項の総会の決議録、新団体の定款、事業計画書及び役員名簿を農林水産大臣に提出し、組織変更の認可を受けなければならない。

6 組織変更は、前項の認可によつてその効力を生ずる。

7 民法第四十五条第一項及び第二項(法人の登記期間)、第四十六条第一項(法人の登記事項)

項)、第四十七条(登記期間の起算)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百

二十条（設立登記の申請）の規定は、新団体への組織変更の登記に準用する。この場合において、民法第四十六条第一項第四号中「設立許可」とあるのは、「組織変更の認可」と読み替えるものとする。

- 8 新団体への組織変更の認可の年月日の登記は、登記用紙中予備欄にしなければならない。
- 9 新団体への組織変更の登記をしたときは、登記官吏は、登記用紙中予備欄にその事由及び旧協会設立の年月日を記載しなければならない。
- 10 新団体の主たる事務所の所在地において第七項において準用する民法第四十五条第一項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、旧協会の登記用紙中予備欄にその事由を記載してその登記用紙を閉鎖しなければならない。
- 11 前項の процедуруをしたときは、登記官吏は、その旧協会の従たる事務所の所在地を管轄する登記所に対し、その旨を通知しなければならない。
- 12 第十項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。
附 則〔昭和二八年一月二五号政令第四二四号〕
この政令は、公布の日から施行する。
附 則〔昭和三六年一月二八号政令第四三七号〕
この政令は、家畜改良増殖法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十一号）の施行の日（昭和三十七年一月十五日）から施行する。
附 則〔昭和四三年四月二日政令第六九号〕
- 1 この政令は、昭和四十三年六月二十五日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 農林大臣は、この政令の施行後すみやかに、佐賀県東松浦郡鎮西町（字馬渡島の地区に限る。）並びに鹿児島県熊毛郡上屋久町及び屋久町の地区に属する島において、家畜改良増殖法第四条第一項本文の検査を行なわなければならない。
- 3 前項の規定による検査について必要な手続は、この政令の施行前においても、行なうことができる。
附 則〔昭和四三年六月二四号政令第二一五号〕
この政令は、昭和四十三年六月二十六日から施行する。
附 則〔昭和四八年一月二四号政令第三四三号〕
この政令は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、公布の日から施行する。
附 則〔昭和五三年七月五号政令第二八二号抄〕
（施行期日）
- 第一条 この政令は、公布の日から施行する。
附 則〔昭和五八年一月一日政令第二二七号〕
（施行期日）
- 1 この政令は、家畜改良増殖法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第四十九号）の施行の日（昭和五十八年十一月十九日）から施行する。
（地方公共団体手数料令の一部改正）
- 2 地方公共団体手数料令（昭和三十年政令第三百三十号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
（農林水産省組織令の一部改正）
- 3 農林水産省組織令（昭和二十七年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
附 則〔昭和五九年六月二日政令第二〇七号〕
この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
附 則〔昭和六二年三月二五号政令第六〇号〕
この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
附 則〔平成六年三月二四号政令第七三号〕
この政令は、平成六年四月一日から施行する。
附 則〔平成十一年一月二二号政令第四一六号抄〕
（施行期日）
- 第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二十二條 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成一二年三月二四日政令第九六号〕

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則〔平成一二年六月七日政令第三一〇号抄〕

(施行期日)

第一條 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。〔後略〕

〔平成一二年六月七日政令第三三三号抄〕

(家畜改良増殖法施行令の一部改正に伴う罰則に関する経過措置)

第十四條 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成一二年六月七日政令第三三三号抄〕

(施行期日)

1 この政令(第一條を除く。)は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則〔平成一六年七月一六日政令第二三四号〕

この政令は、平成十六年八月一日から施行する。ただし、「新島本村」を「新島村」に改める部分は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一七年九月二二日政令第三〇一号〕

この政令は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、「五島市(嵯峨島郷及び黄島郷の地区に限る。)」を「松浦市(黒島免の地区に限る。)/五島市(嵯峨島郷及び黄島郷の地区に限る。)」に改める部分及び「鷹島町(黒島免の地区に限る。)」を削る部分は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則〔平成一八年三月二三日政令第五二号〕

この政令は、平成十八年三月三十一日から施行する。

附 則〔令和二年九月一六日政令第二八八号〕

この政令は、家畜改良増殖法の一部を改正する法律(令和二年法律第二十一号)の施行の日(令和二年十月一日)から施行する。